

熊谷市立江南中学校 P T A 事業参加補助費規定

第 1 条 本校の P T A 事業参加補助規定を次のように定める。

- 1 国県市が主催する P T A 活動並びに会議に要請を受け参加し、そこで参加費が生じる場合は次のとおり支給するものとする。
 - ・全額支給
- 2 会長の指示又は依頼や承認がなく参加した場合は、参加費は支給されない。

第 2 条 以上定める外、特別の事情が生じる場合は、(その範囲・金額は)本部役員の協議により決定し、後の常任理事会において承認を得る。

第 3 条 本規定の改廃については、常任理事会によりこれを行う。

第 4 条 本規定は、平成 2 3 年 5 月 1 日から実施する。